

大規模小売店舗の変更について

大規模小売店舗立地法第6条第2項に基づく変更の届出について、説明会に代わり掲示により届出等の要旨をお知らせします。

店 舗 名 称 ミスターマックス松橋ショッピングセンター

所 在 地 宇城市松橋町豊福字白毛熊1683番1 外

建物設置者 株式会社ミスターマックス・ホールディングス 代表取締役社長 平野能章
福岡市東区松田一丁目5番7号

変更届出の要旨

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

①駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 建物敷地内 518台 (変更後) 建物敷地内 401台

②駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) A棟西側 80台 (変更後) A棟西側 16台
建物敷地西側 11台
合 計 27台

③荷さばき施設の位置及び面積

変更前		変更後	
位 置	面 積	位 置	面 積
A棟北側	264m ²	A棟北側	120m ²
A棟内北側	216m ²	B棟北側	45m ²
B棟北側	224m ²	B棟北側	50m ²
C棟北側	202m ²	B棟北側	50m ²
C棟内北側	8m ²	C棟北側	50m ²
合 計	914m ²	合 計	315m ²

④廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変更前		変更後	
位 置	容 積	位 置	容 積
A棟北側	43m ³	A棟北側	77m ³
A棟北側	15m ³	B棟北側	12m ³
C棟東側	18m ³	C棟東側	13m ³
C棟東側	26m ³		
合 計	102m ³	合 計	102m ³

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前10時 (変更後) 午前9時

②来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時00分～午後10時00分

(変更後) 午前8時30分～午後10時00分

変更年月日 (1) 令和9年5月5日 (2) 令和8年9月5日

届出書の縦覧場所
及び縦覧期間

【縦覧場所】熊本県ホームページ（商工労働部－商工振興金融課－大規模小売店舗）
<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/61/231004.html>

【縦覧期間】令和8年10月1日～令和9年2月1日

【意見書の提出先】熊本県商工労働部 商工雇用創生局 商工振興金融課

※住民の皆様他どなたでも、縦覧期間内に県に対して、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見書を提出することができます。

○届出の内容に対する照会等変更に関する問い合わせは、下記へお願いします。

株式会社エス・ティ・イー総合企画 熊本市中央区紺屋阿弥陀寺町10番地
TEL 096-288-0282 FAX 096-288-0283